

## 吉野川における主な遊漁のルールについて

吉野川ではこれまで、「アユ、アマゴ、ウナギ」を釣る際には「遊漁券」の購入が必要でしたが、吉野川における漁業権がなくなったため、令和8年漁期から遊漁券を購入することなく遊漁を行うことができるようになりました。

ただし、漁業権がなくなった後も、「徳島県漁業調整規則」、「徳島県内水面漁場管理委員会指示」に定められた「禁止期間」や「禁止されている漁具・漁法」、「禁止区域等」は有効ですので、引き続き遊漁のルールを遵守し、水産資源と釣り場の環境保全のため、モラル・マナーを守って遊漁を行ってください。

なお、高知県境より上流の吉野川には、高知県の漁業権が免許されておりますので、高知県側で遊漁を行う際は「遊漁券」の購入が必要です。

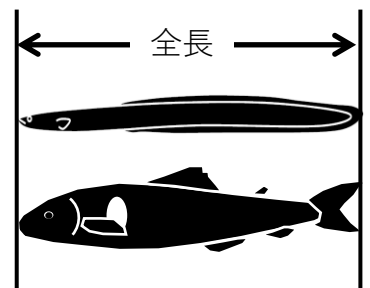
### 採捕できない種類・期間・サイズ

■：採捕禁止期間

種類	禁止期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
あゆ	1月1日～5月31日 10月20日～11月10日	■	■	■	■	■	※					■	
あまご	10月1日～2月末日		■									■	■
ます類 あまごを除く	10月1日～2月末日		■									■	■
うなぎ	10月1日～3月31日	■	■	■								■	■

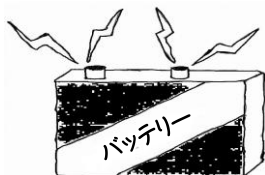
※新三縄発電所大申ダムから上流の祖谷川及びその支流（支流松尾川を除く）は6月30日まで禁止

種類	採捕できないサイズ
あまご	全長10cm以下
ます類（あまごを除く）	全長15cm以下
うなぎ	全長20cm以下



### 禁止されている代表的な漁具・漁法

次の漁具・漁法は禁止されています。その他の禁止漁具・漁法に関しては、徳島県のホームページをご確認ください。



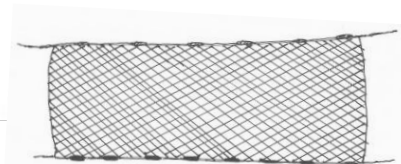
水中に電気を流す漁法



照明を利用する漁法



竹筒漁法



刺網（なげ網を含む）

## 水産動植物を採捕できない区域

「ダム」や「せき（えん堤）」の「上流・下流」は、魚が密集しやすいため、水産資源保護の観点から水産動植物の採捕が禁止されております。



堰堤等	禁止区域
①池田ダム	上流端から上流100m、下流端から下流250mの間の水面
②三縄ダム ③松尾川ダム ④若宮谷ダム ⑤名頃ダム ⑥明谷取水ダム	上流端から上流100m、下流端から下流150mの間の水面
⑦第十樋門	門扉から上流50m、下流230mの間の水面
⑧第十堰 ⑨柿原堰 ⑩取水堰堤（貞光川）	上流端から上流50m、下流端から下流150mの間の水面

●禁止期間や禁止区域における採捕、禁止されている漁具・漁法の使用は、**密漁**です。

吉野川における遊漁のルールについてまとめたホームページを作成しておりますので、こちらも参考にしてください。

徳島県ホームページ：吉野川で遊漁を楽しむ方へ

ホームページアドレス

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokata/kyoiku/kanko/7309889/>

